

水道局汚職等防止策検討結果報告書

平成26年12月

東京都水道局汚職等防止対策本部

はじめに

東京都水道局の同一事業所に勤務していた3名の職員が、水道局発注に係る複数の設備工事の指名競争入札に関して、コンサルタント会社を経営する元職員及び工事業者に最低制限価格に関する情報を漏えいするという事件が発生した。

東京都水道局では、平成24年9月に、飲食接待等を受けた職員が逮捕・起訴されるという事件が発覚し、汚職等防止策に局を挙げて取り組んでいる最中のことであり、都民の方々やお客さまの信頼を重ねて裏切ることとなった。

当局では、今回の事件の発生を非常に重く受け止め、事件が発覚した本年9月18日、直ちに水道局長を本部長とする水道局汚職等防止対策本部を設置し、事件に関する事実関係の把握及び原因の究明を進め、再発防止策について検討を行った。

また、9月26日、この報告書による汚職等防止策検討結果の報告を待たず、緊急に実施する汚職等防止対策として、「水道局汚職等防止策検討結果報告書」（平成24年11月）の周知徹底及び取組状況の確認、職場研修「汚職等非行防止」における「適正な情報管理」、「利害関係者との接触に関する指針」についての重点言及、起工・契約事務等における最低制限価格など非公表情報の管理の徹底、執務室への部外者立入禁止管理の徹底、セルフチェックシートによる緊急点検に着手した。

今回の事件は、設備工事の競争入札に係る設計・起工担当部署の職員が、最低制限価格に関する情報を漏えいしたものであり、契約担当部署が決定する最低制限価格を、本来知る必要のない設計・起工担当部署の職員が知ることができる制度・運用となっていたこと、職員らは、情報漏えいをしてはならないことを知っていながら、情報教示の要求に応えるなど、情報保持意識が弛緩していたこと、部外者の執務室内への立入りに際してのチェックの不備など、職場における情報管理・チェック体制に隙があったことが背景となっていると考えられる。

しかも、2年前に引き続いての不祥事であること、さらに、同一事業所で複数の職員が複数回情報漏えいを行ったことを局全体で厳粛に受け止め、徹底した組織風土改革を行っていく。

そのため、今回の汚職等防止策の策定に当たっては、契約等に関する制度上・運用上の改善を行うとともに、職員の情報保持意識の徹底、部外者の執務室内への立入禁止の徹底等、職場における情報管理・チェック体制を一層強化することに加え、汚職等防止策に全管理職自らが継続的に取り組み、職員の意識への浸透・定着化を図ることを重視して検討を進めた。

検討に当たっては、平成24年に策定した汚職等防止策について、その取組状況の再点検を行うとともに、局の実情を踏まえた汚職等防止策を検討した。その上で、全庁の汚職等防止委員会での検討結果を踏まえ、当局の状況に即した対策と全庁的な防止策に連動した取組を総合して、この報告書を取りまとめた。

今後、局を挙げて防止策を着実に実施し、局事業への信頼を回復すべく、職員一人一人が「全体の奉仕者」としての原点に立ち返り、服務規律を遵守するとともに職責を全うし、都民の方々やお客さまの信頼に応えていかなければならない。

平成26年12月

東京都水道局汚職等防止対策本部

目 次

第1 汚職等の原因及び背景	1
1 事件の概要	1
2 原因及び背景	1
(1) 制度的側面	1
(2) 個人的側面	2
(3) 職場におけるリスク管理の側面	2
第2 汚職等防止策	3
1 汚職等防止策の策定に当たっての考え方	3
2 情報管理に関する制度上・運用上の改善	3
(1) 最低制限価格情報の管理徹底	3
ア 工事系システムの変更	
イ 最低制限価格の契約段階での補正	
(2) 非公表情報管理の徹底	3
ア 非公表情報管理の徹底	
イ 契約文書の持ち回り等の徹底	
(3) 工事請負契約における入札状況の調査	4
ア 入札状況の再点検	
イ 入札状況等の継続的な調査・監視	
(4) 利害関係者との接触に関する指針の改正等	4
3 情報保持意識の徹底	4
(1) 防止策の取組状況の確認及び周知徹底	4
(2) セルフチェックシートによる自己点検	4
(3) 汚職等非行防止研修の充実	5
ア 汚職等非行防止研修における緊急的取組	
イ 研修内容の充実強化	
ウ 研修の効果測定	
エ 中堅職員、長期在籍職員等を対象とした研修等	
(4) 汚職・不正情報の報告・通報の徹底	5
(5) 汚職等防止の手引の改訂	5
4 職場における情報管理・チェック体制の強化	6
(1) 管理監督者や同僚が相互の状況を共有する仕組みの構築	6
ア 業務予定、進捗状況、課題等の情報共有	
イ 各職員の主体性を高める工夫	
ウ 事業者対応等の報告・スケジュール表記載の徹底	
エ 報告・連絡・相談しやすい職場環境づくり	

(2) サポート体制の整備・強化	6
ア 事務分担等の随時見直し	
イ 業務の進捗状況の共通認識化・相互支援体制の強化	
ウ ペア制が困難な場合の対応	
(3) 適切な事業者等対応の徹底	7
ア 複数職員による事業者等対応の再徹底	
イ 事業者等への事前連絡の徹底	
ウ 係・課を越えた相互支援	
エ オープンスペースでの対応・管理監督者への報告の徹底	
(4) 利害関係者等からの「働き掛け」を受けにくい職場環境の確保	7
ア 「関係者以外立入禁止」掲示等による来訪者への注意喚起	
イ 立入禁止区域の明確化	
ウ 名札の着用・来訪者受付簿等による入出管理	
エ 執務室入室基準の策定	
オ ネームプレート着用の徹底	
カ 庁舎内の事業者等常駐の再点検	
キ 庁舎レイアウト整備の検討	
ク 人材育成にも配慮した技術系職員の適正な人事管理	
(5) 特別点検（設備系職員の聞き取り調査）	8
5 汚職等防止策の継続的な取組及び職員への意識への浸透・定着化	
- 組織風土改革の徹底した推進 -	9
(1) 各部署の特性を踏まえた汚職等防止策の局長への定期報告	9
(2) 日常的・継続的な取組状況の再点検等	9
ア 職場の実態を踏まえた取組状況の再点検	
イ 各部（所）汚職等防止委員会における再点検等	
(3) 汚職等非行防止強化月間の充実（毎年2回実施等）	9
ア 汚職等非行防止強化月間の年2回実施	
イ 汚職等非行防止強化月間の実施内容の充実強化	
ウ セルフチェックシートの誤りが多かった項目の解説	
(4) 特命監察の実施等	10
ア 特命監察の実施	
イ 定期監察における再点検	
(5) 定期監察の充実等	10
ア 監察項目の強化	
イ セルフチェックシートの結果に基づく現地確認・ヒアリング等の実施	
(6) 自己監察の実施	10
(7) その他日常的な取組の促進及び意識への浸透・定着化	11
ア 会議室・打合せコーナー等への汚職等防止策等の掲示	
イ 汚職等防止策を記載したシールのパソコンへの貼付	
ウ 全職員向け一斉メールの配信回数増等	
エ 管理監督者に対する意識啓発	
オ 各部署における業務の特性等に応じた汚職等防止の取組の実施	

6	その他全庁の防止策と連動した取組	12
(1)	最低制限価格の漏えい防止に向けた電子調達システムの改修	12
(2)	契約事務の適正な執行に向けたルール化	12
(3)	技術系職員の適正な人事管理	12
(4)	監督職の機能強化	13
(5)	「懲戒処分の指針」の改正	13
(6)	汚職等防止研修の充実・徹底	13
	ア 講師養成研修の拡充	
	イ 研修の充実	
(7)	定期監察の充実	13
(8)	東京都技術会議における汚職等防止策に係る取組	13
7	監理団体等における汚職等防止のための指導等	14
(1)	監理団体間における汚職等防止に関する情報の共有化	14
(2)	監理団体等に対する指導監督の継続	14

参考資料

1	東京都水道局汚職等防止対策本部設置要綱	17
2	東京都水道局汚職等防止対策本部会議の開催状況	19
3	汚職等防止策の概要	21

第1 汚職等の原因及び背景

1 事件の概要

(1) 東京都水道局の元職員で、コンサルタント会社社長のXは、平成25年2月中旬頃、水道局発注の配水設備関連工事の指名競争入札で、現職の担当係長Aから最低制限価格に関する情報を聞き出した上、同年3月、電気通信工事業者の代表取締役（当時）Yに最低制限価格に近い金額を教え、約9608万8千円（最低制限価格との差2万2200円）で落札させた。

Aは、当時勤務していた水道局水運用センターの執務室内において、来訪したXから同工事外1件の入札に係る最低制限価格を聞かれ、覚えていた最低制限価格に近い金額を教示した。

平成26年10月8日、Xは、公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項）の容疑で起訴され、Y及びAは、同罪により、それぞれ略式命令による罰金刑を受けた。

(2) 水道局の係長Bは、平成23年6月頃及び平成24年2月下旬頃から同年3月上旬頃までの間に、それぞれ1件の当局発注の配水設備関連工事の指名競争入札に関し、水運用センターの執務室内において、来訪したXから最低制限価格を聞かれ、いずれも最低制限価格に近い金額を教示した。

平成26年11月7日、Bは、平成24年2月下旬頃から同年3月上旬頃までの間の1件の情報漏えいについて、地方公務員法違反（第34条第1項前段及び第60条第2号）の罪で、略式命令による罰金刑を受けた。

A及びBは、Xが、当局在職時から、管理職を含む人事について大きな声で話していたなどの言動から、当局の人事等に影響力を持っているかのように誤信し、Xに情報を漏らしてしまったものであり、金品等の見返りは一切受けていなかった。

(3) 水道局の主任Cは、平成23年11月中旬頃、当局発注の情報通信設備関連工事の指名競争入札1件に関し、水運用センター庁舎内の業務従事者室に赴き、同室に常駐していたYに対し、最低制限価格が記載されている「最低制限価格算出書」を手渡した。

平成26年11月7日、Cは、地方公務員法違反（第34条第1項前段及び第60条第2号）の罪で、略式命令による罰金刑を受けた。

2 原因及び背景

(1) 制度的側面

最低制限価格は、契約担当部署が算定しているが、水道局においては、工事請負契約の設計・起工部署がシステムに積算額内訳を入力することにより、最低制限価格算出書が出力されるため、設計・起工部署が最低制限価格を閲覧することが可能であり、知事部局と異なる状況であった。

最低制限価格を知る必要のない職員がそれを知ることができる仕組みになっていたことから、情報管理に関する制度及び運用が今回の事件の背景の一つとなったと考えられ

る。

(2) 個人的側面

今回の情報漏えいのうち1件は、平成25年2月に発生しており、平成24年9月に汚職事件が発覚した直後であり、汚職等防止策に局を挙げて取り組んでいる最中であった。また、いずれの情報漏えいについても、係長、主任といった中堅職員が、情報漏えいをしてはならないことを知っていながら、情報教示の要求に応えてしまうという形で発生している。

最低制限価格が外部に漏らしてはならない情報であること、秘密を守る義務が課せられていることなどを、知識としては持ちながら、部外者の要求に応えて秘密にすべき情報を漏らしてしまったことは、職員らの情報保持意識が弛緩していたことに原因があると言わざるを得ない。

(3) 職場におけるリスク管理の側面

職員らは、Xがコンサルタント会社社長であることを知らず、利害関係者として対応していなかったとはいえ、関係者以外の者が無断で立ち入ることを禁じている執務室内にXが立入るに際して、チェックに不備があった。また、情報漏えいのうち1件は、職員が事業者が常駐する控室に自ら赴いて情報を教示したものである。

これらのことから、顔見知りの者などであっても部外者の立入りを明確に規制・管理すべきであったにもかかわらず、これを徹底する環境が整備されていなかったこと、部外者に漏らしてはならない情報の取扱いが徹底されていないなど、職場における情報管理・チェック体制に隙があったと言わざるを得ない。

第2 汚職等防止策

1 汚職等防止策の策定に当たっての考え方

今回の事件が、契約に係る制度の運用のほか、特に情報保持意識の弛緩^し、職場における情報管理・チェック体制の隙などがその背景となっていること、また、平成24年の汚職事件に続いての不祥事であることに鑑みると、問題の根本的な解決のためには、局の組織風土から改善しなければならぬと捉えざるを得ない。職員一人一人がこのことを厳粛に受け止め、徹底した組織風土改革を行っていく必要がある。

そのため、汚職等防止策の策定に当たっては、契約等に関する制度上・運用上の改善を行うことはもちろん、職員の情報保持意識の徹底、職場における情報管理・チェック体制を一層強化することに加え、これらの汚職等防止策を常にブラッシュアップしつつ、全管理職自らが積極的かつ継続的に防止策に取り組み、職員の意識への浸透・定着化を図る仕組みを確立して、組織風土の改革を率先して断行することを強く意識して検討を進めた。

2 情報管理に関する制度上・運用上の改善

最低制限価格を知る必要のない職員が知ることができる仕組みになっていたことが今回の事件の背景となっていることから、最低制限価格の算出等に係る制度上及び運用上の改善を行う。

(1) 最低制限価格情報の管理徹底

ア 工事系システムの変更

最低制限価格の算出に係るフローを改善するため、最低制限価格算出書に係るシステム（工事系システム）を変更して、設計部署及び起工部署の段階では最低制限価格の欄を非表示にする。

（平成26年度実施）

イ 最低制限価格の契約段階での補正

最低制限価格を契約段階で補正する。

（平成26年度実施）

(2) 非公表情報管理の徹底

ア 非公表情報管理の徹底

最低制限価格、予定価格、入札参加者数などの非公表情報の管理を徹底する（平成26年10月15日、各部（所）契約主管課長に「契約に関する情報管理の徹底について」指示）。

（実施済み）

イ 契約文書の持ち回り等の徹底

契約等の事案決定に際しての文書の回付方法を「持ち回り」及び「直接渡し」とし、

例外を認めないことを徹底する。

(直ちに実施)

(3) 工事請負契約における入札状況の調査

ア 入札状況の再点検

不自然な入札案件がなかったかについて、これまでよりも調査の条件を厳しくするなど、別の視点での再点検を実施し、最低制限価格が導入された平成21年度以降の設備工事の契約案件について、入札経過に不自然な点がなかったか検証する。

(実施中)

イ 入札状況等の継続的な調査・監視

「東京都水道局工事契約監視委員会」を設置し(平成26年10月24日設置)、不自然な入札がなかったかを今後継続的に調査・監視していく。

(実施中)

(4) 利害関係者との接触に関する指針の改正等

「利害関係者との接触に関する指針」を改正し、利害関係者との接触に当たっての守秘義務等、法令を遵守しなければならないことを明記する。

また、契約部署、設計・起工部署等、各業務の特性に即した利害関係者等との接触に関する指針を制定し、最低制限価格の算定は、契約担当部署が行うものであることを改めて周知徹底するとともに、最低制限価格を知る職員の範囲を限定し、利害関係者以外を含む部外者に対する非公表情報の漏えいの禁止、公表情報であっても上司の承認なく外部に提供することができない情報等について定める。

(平成27年4月実施)

3 情報保持意識の徹底

職員らの情報保持意識が弛緩^ししていたことが今回の事件の背景となっていることから、情報保持意識を徹底する対策を行う。

(1) 防止策の取組状況の確認及び周知徹底

「水道局汚職等防止策検討結果報告書」(平成24年11月)に基づく汚職等防止策の取組状況を確認するとともに、防止策の内容について周知徹底を図る。

(実施済み)

(2) セルフチェックシートによる自己点検

セルフチェックシートによる緊急自己点検を行う。セルフチェックシートは、従来的一般職員用及び管理監督者用に加え、工事・契約業務に携わる職員がいる部署の管理職用を新設するとともに、情報管理及び元職員等への対応に関する内容を強化する。

(実施済み)

(3) 汚職等非行防止研修の充実

ア 汚職等非行防止研修における緊急的取組

毎年度職員しつ皆の汚職等非行防止研修において、「適正な情報の管理」及び「利害関係者との接触に関する指針」について重点言及を行う。

(実施済み)

イ 研修内容の充実強化

汚職等非行防止研修は、引き続き、毎年度、非常勤職員を含めた全職員を対象に、しつ皆研修として実施する。また、「情報管理の徹底」、「守秘義務等の法令遵守」、「部外者の入室管理」、「利害関係者等との接触」等の項目や、管理監督者等の職層に応じた内容を一層充実強化するほか、業務上起こり得る具体的な事例を交えるなど、研修内容を工夫する。

(平成27年度実施)

ウ 研修の効果測定

研修後、汚職等非行防止強化月間において実施するセルフチェックシートの実施結果により研修の効果測定を行い、翌年度の研修内容を見直していく。

(平成27年度実施)

エ 中堅職員、長期在籍職員等を対象とした研修等

中堅職員や、同一職場に在籍する期間の長い職員を対象とした研修等を実施する。

(平成27年度実施)

(4) 汚職・不正情報の報告・通報の徹底

汚職等を未然に防止する観点から、サポートダイヤル及び公益通報制度の趣旨や内容、相談窓口等について、汚職等非行防止強化月間や各種汚職等防止の意識啓発、研修等の様々な機会を活用し、より一層の周知を図る。

定期的に配信している全職員向け一斉メールに、通報の徹底や、外部からの違法・不当な働き掛けを断ち切るための指導・相談が受けられるサポートダイヤルについて記載し、職員の目に触れる機会を増やす。

(引き続き徹底)

(5) 汚職等防止の手引の改訂

汚職等防止の手引「初心忘るべからず」(平成24年発行)を、「情報管理の徹底」、「守秘義務等の法令遵守」、「部外者の入室管理」及び「利害関係者との接触」の項目を一層充実強化するほか、近時に発生した関連する汚職事件の概要に加え、今回の事件

に対応して入札妨害罪などの事例を追加収録して改訂し、配布する。

(直ちに実施)

4 職場における情報管理・チェック体制の強化

職場における情報管理・チェック体制に隙があったことが今回の事件の背景となっていることから、情報管理・チェック体制を強化する対策を行う。

(1) 管理監督者や同僚が相互の状況を共有する仕組みの構築

ア 業務予定、進捗状況、課題等の情報共有

全職場において、毎日、係単位でのショートミーティングや定時の係会等により、業務予定、進捗状況、課題等の情報共有を徹底し、上司や同僚からの助言や応援を受けやすい職場環境を確保する。

(直ちに実施)

イ 各職員の主体性を高める工夫

ショートミーティングや係会等の進行役を持ち回りにするなど、各職員の主体性を高める工夫を行う。

(直ちに実施)

ウ 事業者対応等の報告・スケジュール表記載の徹底

事業者対応や出張等について、上司への口頭による報告及び共用スケジュール表への記載を徹底する。

(直ちに実施)

エ 報告・連絡・相談しやすい職場環境づくり

ショートミーティング、自己申告面接時、決裁時など、様々な機会を捉えて、声掛けの機会を増やすなど職員とのコミュニケーションを深め、職員の些細な変化にも気付くように努めるとともに、報告・連絡・相談しやすい職場環境作りを推進する。

(直ちに実施)

(2) サポート体制の整備・強化

ア 事務分担等の随時見直し

特定の職員への業務集中等について、管理監督者が常に状況把握に努め、事務分担や協力体制を随時柔軟に見直す。

(直ちに実施)

イ 業務の進捗状況の共通認識化・相互支援体制の強化

ショートミーティング等を通して、業務の進捗状況の共通認識を深め、職員の相互

支援等の体制を強化する。

(直ちに実施)

ウ ペア制が困難な場合の対応

主担当・副担当によるペア制を徹底するとともに、業務の性質や職場の規模によりペア制での業務が困難な場合でも、事務マニュアルの整備により情報を共有し、業務の進捗状況などについて、係内の職員相互で把握することを徹底する。

(直ちに実施)

(3) 適切な事業者等対応の徹底

ア 複数職員による事業者等対応の再徹底

複数名の職員による事業者等との対応を再徹底する。

(直ちに実施)

イ 事業者等への事前連絡の徹底

事業者等への事前連絡を徹底し、複数職員による対応を行うことができるよう日程調整を行う。

(直ちに実施)

ウ 係・課を越えた相互支援

複数職員による対応が可能となるよう、状況に応じて、係又は課を越えた相互支援を行う。

(直ちに実施)

エ オープンスペースでの対応・管理監督者への報告の徹底

やむを得ず単独対応をする場合は、オープンスペースで対応し、管理監督者への事前報告(相手、内容、場所等)及び事後報告(議事録等)を徹底する。

また、事業者等にメールを送信する場合は、カーボンコピー(cc)による情報共有を徹底するなど、管理監督者が事業者等との接触状況を把握できるよう、対応に万全を期する。

(直ちに実施)

(4) 利害関係者等からの「働き掛け」を受けにくい職場環境の確保

ア 「関係者以外立入禁止」掲示等による来訪者への注意喚起

「関係者以外立入禁止」の掲示案内の再点検を行うとともに、受付電話の案内を執務室入口に設置するほか、職員による部外者への声掛けを徹底するなどして、来訪者への注意喚起を促す。

(実施済み)

イ 立入禁止区域の明確化

執務室の立入境界にロープ柵やカウンター等を設置し、立入禁止区域を明確化する。
(実施済み)

ウ 名札の着用・来訪者受付簿等による入出管理

元職員を含めた全訪問者に対して、名札の着用や来訪者受付簿等による執務室への入出記録管理を徹底する。
(実施済み)

エ 執務室入室基準の策定

庁舎内各執務室への入室基準を策定し、周知することにより、入室許可の運用の厳格化を図る。
(直ちに実施)

オ ネームプレート着用の徹底

職員と部外者との識別を徹底するため、毎朝のショートミーティング時にネームプレートの着用状況を確認し、着用を徹底するとともに、研修時や出張時の着用を定期的に呼び掛ける。
(直ちに実施)

カ 庁舎内の事業者等常駐の再点検

庁舎内を契約の履行場所に指定しているものなど、庁舎内における事業者の常駐に関し、その必要性や適正な運用が行われているかについて、再点検する。
(直ちに実施)

キ 庁舎レイアウト整備の検討

庁舎改修・改築時に、部外者立入禁止の管理がしやすい庁舎内レイアウトの整備を検討する。
(直ちに実施)

ク 人材育成にも配慮した技術系職員の適正な人事管理

同一事業所(課)に長期在籍することがないように、異動基準を改正するとともに、少数職種については、技術力の向上、技術の継承に配慮しつつ、より一層適切な人事配置を実施する。
(平成27年3月実施)

(5) 特別点検(設備系職員の聞き取り調査)

設備系職員約700名に情報漏えい等の実態等に関し、聞き取り調査を行う。

(実施済み)

5 汚職等防止策の継続的な取組及び職員の意識への浸透・定着化

- 組織風土改革の徹底した推進 -

平成24年の汚職事件発覚後、防止策に取り組んでいる最中にも情報漏えいが発生していることから、二度と汚職等が発生することのないよう、今後も継続的に防止策に取り組み、防止策を持続的に職員の意識に浸透・定着させていく対策を行う。

(1) 各部署の特性を踏まえた汚職等防止策の局長への定期報告

本庁部長及び2級事業所長が出席する所長会(毎月実施)の業務報告の中で、各事業所における汚職等防止策の取組状況について報告する。

(平成27年度実施)

(2) 日常的・継続的な取組状況の再点検等

ア 職場の実態を踏まえた取組状況の再点検

課長会、係長会、ショートミーティング等において、各職場の汚職等防止策の実情や気が付いたことについて話し合う日を月1回以上設定することにより、管理監督者がリーダーとなり、職場の実態を踏まえた取組状況の再点検や意識の活性化を日常的・継続的に行う。

(直ちに実施)

イ 各部(所)汚職等防止委員会における再点検等

課長会、係長会、ショートミーティング等における取組状況の再点検の結果を踏まえ、各部(所)の汚職等防止委員会において、汚職等非行防止策の再点検、見直し及び充実を図る。

(直ちに実施)

(3) 汚職等非行防止強化月間の充実(毎年2回実施等)

ア 汚職等非行防止強化月間の年2回実施

汚職等非行防止強化月間を、平成24年及び今回の事件の発生月である9月とすることに加え、同月間から半年が経過する人事異動期の4月にも実施することとして、年2回実施とし、汚職等防止策の取組を定着させる。

(平成27年4月実施)

イ 汚職等非行防止強化月間の実施内容の充実強化

セルフチェックシートによる自己点検(情報管理、守秘義務、元職員との接触等の設問を充実)、職場点検(情報管理、守秘義務、来訪者管理の徹底等の点検項目を充

実)、職場討議(事業者や元職員等から重要情報の提供を求められた場合を必須テーマ化)、リーフレット、サービスポケットメモ等の配布資料(情報管理の徹底、来訪者立入管理の徹底に関する内容を追加)、全職員向けに配信している取組促進一斉メール(情報管理の徹底、守秘義務、懲戒処分の事例を記述)、水道局報による意識啓発(情報管理の徹底、守秘義務を記述)等の内容を充実強化した汚職等非行防止強化月間を実施する。

(引き続き徹底)

ウ セルフチェックシートの誤りが多かった項目の解説

セルフチェックシートによる自己点検で誤りが多かった設問について、定期的に配信している全職員向け一斉メールの中で解説し、知識や意識の定着を図る。

(直ちに実施)

(4) 特命監察の実施等

ア 特命監察の実施

工事設計・施工業務所管部署及び契約業務所管部署を対象に、「情報管理」、「利害関係者等との接触」及び「汚職等防止」について特命監察を実施する。

(実施中)

イ 定期監察における再点検

特命監察によって把握した課題について、定期監察において再点検するなど、意識浸透・定着化を確認し、汚職等防止効果のより一層の向上を図る。

(平成27年度実施)

(5) 定期監察の充実等

ア 監察項目の強化

これまで実施している監察項目に加え、「情報管理」及び「利害関係者等との接触」についてより一層強化して実施する。

(平成27年度実施)

イ セルフチェックシートの結果に基づく現地確認・ヒアリング等の実施

緊急に実施する汚職等防止対策として実施したセルフチェックシートによる自己点検の結果を基に現地確認やヒアリングを実施し、汚職等非行の未然防止を図る。

(平成27年度実施)

(6) 自己監察の実施

定期監察の実施に併せ、従前から実施している自主点検に加え、汚職等防止や服務規律等に関する内容を拡充し、自主的な「重点目標」の設定やその取組状況・結果等を報

告させる仕組みを導入した実効性のある自己監察を各部署で実施する。

(平成27年度実施)

(7) その他日常的な取組の促進及び意識への浸透・定着化

ア 会議室・打合せコーナー等への汚職等防止策等の掲示

会議室、打合せコーナー、執務室の出入口付近等に、「利害関係者との接触に関する指針」や汚職等防止策を抜粋したポスターを掲示し、常に職員や事業者等の目に触れるようにする。

(直ちに実施)

イ 汚職等防止策を記載したシールのパソコンへの貼付

汚職等防止策を記載したシールを全職員のパソコンに貼付し、常に職員の目に触れるようにする。

(直ちに実施)

ウ 全職員向け一斉メールの配信回数増等

定期的に配信している全職員向け一斉メールの配信回数を月1回に増やすとともに、その内容をT S - P a r k (Lotus Notes) トップページ「重要なお知らせ」に掲載し、全職員が必読するようにする。

(直ちに実施)

エ 管理監督者に対する意識啓発

係長会等を活用して、管理職から監督職に対し、利害関係者等からの働き掛けの対象となりやすいことを継続的に注意喚起し、自らの身を守るためにも、アプローチがあったときにはためらわず上司に報告・相談するよう意識啓発していく。

また、管理監督者に対して、一斉メール等により、汚職等の危険性を発見・防止するためのポイントや、部下の服務事故による監督責任を問われた処分事例を定期的に周知し、危機意識を共有する。

(直ちに実施)

オ 各部署における業務の特性等に応じた汚職等防止の取組の実施

各部署において、個人情報紛失事故発生時の対応マニュアルの作成・配布や独自のセルフチェックシートによる自己点検の実施など、業務の特性等に応じた汚職等防止の取組を実施していく。

[その他の具体的な取組例]

定例会議や面接などの場を活用し、職員の体調管理や生活態度等の状況把握を行い、問題の早期発見に努める。

秘密事項等の情報を明確化し、組織で共通理解を図るとともに、パスワード設

定・保管方法の工夫により、必要最低限の関係者に留める。

汚職等防止の手引の改訂に合わせ、T S - P a r kによる掲示だけでなく、非常勤職員や監理団体も含め、配布を行う。

個人情報等が記載された起案の決定時には、「直接渡し」、「持ち回り」を行い、情報管理を徹底する。

職場の実情に応じた職場研修を実施するとともに、各職場において汚職等防止に係るO J Tに加え、実務経験者による個別指導を実施するなど、一層の充実を図る。

机上、机周りを整理整頓するとともに、秘密書類は、施錠できるスペースへの保管を徹底する。

(直ちに実施)

6 その他全庁の防止策と連動した取組

(1) 最低制限価格等の漏えい防止に向けた電子調達システムの改修

契約締結請求を受けた契約担当部署は、最低制限価格等の算定を行い、電子調達システムへ入力するが、最低制限価格を直接入力するため、最低制限価格が画面に表示され、必要のない職員に知られてしまうおそれがある。

そのため、最低制限価格そのものを入力せず、積算額内訳等を入力し、システム内で算出することで、最低制限価格が画面上に表示されないよう、システム改修を財務局と連携して行う。

これに伴い、契約に係る起案文書の決定においても、最低制限価格を不必要に知られないような方法を引き続き徹底する。

(平成27年4月実施)

(2) 契約事務の適正な執行に向けたルール化

契約事務における課題・問題点を集約し、改善すべき事務を洗い出すとともに、改めて契約に係る秘密情報の範囲や留意点を整理した上で、情報管理のルール化を行う。

ルール化に当たっては、財務局と連携して行う。

[主なルール化の方向]

指名選定委員会議案資料の管理方法

最低制限価格等の秘密情報の管理保管方法

契約事務に係る電子ファイルの管理方法等

(直ちに実施)

(3) 技術系職員の適正な人事管理

技術系職員の異動に当たっては、技術力の維持向上、専門性の強化など人材育成にも十分配慮しつつ、異動基準に基づく適正な人事管理を行っていく。

また、1級職及び2級職の配置については、専門性の育成とともに、都職員が共通して有すべき知識、仕事の進め方、守るべきルール等を確実に身に付けさせる観点から、

本庁・事業所間の異動を含む局内異動や局間異動を適切に実施する。

(引き続き徹底)

(4) 監督職の機能強化

課長代理の新設を機に、サービスに関する事案決定権(休暇承認、旅行命令等)を委譲するなどして、改めて実務の中心を担う監督職としての責務の明確化、監督職としての自覚と注意力の喚起、監督職間の連携強化により、課(所)全体での相互チェック機能を向上していく。

(平成27年4月実施)

(5) 「懲戒処分の指針」の改正

今回の事故を踏まえ、懲戒処分の指針における標準例に、免職又は停職を標準的処分量定とする「公契約関係競売入札妨害」に関する項目を追加し、厳正に対処していく。

(直ちに実施)

(6) 汚職等防止研修の充実・徹底

ア 講師養成研修の拡充

講師養成研修(総務局実施)の定員数が拡充されることに伴い、さらに受講者数を拡大する。

(平成27年5月実施)

イ 研修の充実

各局が実施している研修のうち、参考となる事例について具体的な内容が紹介されることに伴い、これを参考として、研修の水準向上を図る。

(平成27年3月実施)

(7) 定期監察の充実

各局の部・事業所で実施している模範的な取組を他の職場にも普及させるなど、各職場の自主的な取組を支援する。

総務局行政監察室が年2回開催する「サービス指導連絡会議」において他任命権者と情報交換を行い、参考にすることにより、監察・指導業務の質的向上に努めていく。

(引き続き徹底)

(8) 東京都技術会議における汚職等防止策に係る取組

これまでに技術会議が提案した対応策について、実施状況等を把握するため、チェックリストを活用し、各局において管理職が中心となり確認・徹底を図る。

[これまでの対応策]

管理監督者の役割強化(模範的事業者対応の実施、職員に対する注意喚起及び適切

な指導等)

事業者等との適切な対応(組織的な意思決定の徹底、事業者対応の基本ルールの周知・徹底等)

情報管理の徹底(予定価格等の事前公表による透明性の確保、システムのセキュリティ強化等)

技術職員の異動・育成のあり方(異動基準に基づく適正な人事管理・資格取得の奨励による専門性の強化等)

監理団体職員に対する汚職等防止の徹底(監理団体に対する綱紀肅正通知の実施等)
(直ちに実施)

7 監理団体等における汚職等防止のための指導等

(1) 監理団体間における汚職等防止に関する情報の共有化

監理団体間での連絡会においても、汚職等防止に関する情報の共有化を図り、汚職等防止に向けた取組に活用するよう指導していく。

(直ちに実施)

(2) 監理団体等に対する指導監督の継続

監理団体には、(一財)東京都人材支援事業団が実施する研修を含め、外部講師を活用するなど、引き続き汚職等防止、服務規律、コンプライアンス等について指導監督を行っていく。報告団体に対しても、今回から綱紀肅正の通知を実施しており、今後、この報告書等についても、策定され次第、情報提供を行った上で、指導・監督していく。

(直ちに実施)

参 考 資 料

- 1 東京都水道局汚職等防止対策本部設置要綱
- 2 東京都水道局汚職等防止対策本部会議の開催状況
- 3 汚職等防止策の概要

東京都水道局汚職等防止対策本部設置要綱

(目的)

第1条 汚職等事件に関する事実関係を調査し、当該事件の原因の究明及び再発防止等の確立を、局を挙げて実施するため、東京都水道局汚職等防止対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の汚職等を防止する方策に関すること。
- (2) 汚職等の原因を除去する方策に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、次長又は技監及び多摩水道改革推進本部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部に付議する事案及び本部で決定した事項の実施に必要な事項を協議する。
- 3 幹事会は、幹事をもって構成する。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、本部長が指名する者が招集し、主宰する。
- 6 前項により指名された者は、必要に応じて幹事以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、職員部人事課及び監察指導課において処理する。

附 則

この要綱は、平成26年9月18日から施行する。

別表1

総務部長
企画担当部長
職員部長
経理部長
サービス推進部長
サービス企画担当部長
浄水部長
設備担当部長
給水部長
建設部長
多摩水道改革推進本部
調整部長
技術調整担当部長
施設部長
水運用センター所長

別表2

総務部	総務課長
	調整担当課長
経理部	管理課長
	契約課長
	営繕課長
サービス推進部	管理課長
浄水部	管理課長
給水部	管理課長
建設部	管理課長
多摩水道改革推進本部	
調整部	管理課長
職員部	人事課長(事務局)
	監察指導課長(事務局)
水運用センター	運用課長

東京都水道局汚職等防止対策本部会議の開催状況

第1回 水道局汚職等防止対策本部会議

【開催日】

平成26年9月18日(木)

【審議内容】

- 1 局長訓示
- 2 事故の概要及び事実関係の把握等について

第2回 水道局汚職等防止対策本部会議

【開催日】

平成26年9月19日(金)

【審議内容】

- 1 副知事依命通達「汚職等の防止について」
- 2 事件の経過報告等
- 3 緊急に実施する事項について

第3回 水道局汚職等防止対策本部会議

【開催日】

平成26年9月30日(火)

【審議内容】

(全庁)第1回汚職等防止委員会・幹事会について

第4回 水道局汚職等防止対策本部会議

【開催日】

平成26年10月31日(金)

【審議内容】

- 1 各部における汚職等防止策の概要
- 2 汚職等防止策に関する再点検の実施結果
- 3 汚職等防止策の検討結果(最終報告案)
- 4 今後のスケジュール

第5回 水道局汚職等防止対策本部会議

【開催日】

平成26年12月9日(火)

【審議内容】

- 1 水道局汚職等防止策検討結果報告書
- 2 監理団体における汚職等防止策検討結果
- 3 局長訓示

汚職等防止策の概要

2 情報管理に関する制度上・運用上の改善			実施時期	充実・強化した箇所
(1)	最低制限価格情報の管理徹底	ア 最低制限価格算出書に係るシステムの変更 イ 最低制限価格の契約段階での補正	平成26年度	新規
(2)	非公表情報管理の徹底	ア 最低制限価格、予定価格、入札参加者数などの非公表情報の管理徹底 イ 契約文書の持ち回り・直接渡しの徹底	ア 実施済み イ 直ちに実施	ア 再徹底 イ 例外を認めず
(3)	工事請負契約における入札状況の調査	ア 設備工事の契約案件について、入札状況の再点検 イ 「東京都水道局工事契約監視委員会」を設置し、入札状況等を継続的に調査・監視	実施中	ア 調査の条件を厳しく イ 新規
(4)	利害関係者との接触に関する指針の改正等	守秘義務等の法令遵守を明記 契約部署、設計・起工部署等、各業務の特性に即した指針の制定	平成27年4月	新規
3 情報保持意識の徹底			実施時期	充実・強化した箇所
(1)	防止策の取組状況の確認及び周知徹底	「水道局汚職等防止策検討結果報告書」（平成24年11月）に基づく防止策の取組状況の確認・周知徹底	実施済み	再徹底
(2)	セルフチェックシートによる自己点検	セルフチェックシートによる緊急自己点検の実施	実施済み	工事・契約業務の管理職用を新設、情報管理及び元職員等への対応強化
(3)	汚職等非行防止研修の充実	ア 汚職等非行防止研修における緊急的取組 イ 研修内容の充実強化 ウ 研修の効果測定 エ 中堅職員、長期在籍職員等を対象とした研修等の実施	ア 実施済み イ～エ 平成27年度	ア 情報管理・指針について重点言及 イ 管理監督者等の職層に応じた内容強化、事例紹介等 ウ・エ 新規
(4)	汚職・不正情報の報告・通報の徹底	サポートダイヤル及び公益通報制度について、一層の周知徹底	引き続き徹底	全職員向け一斉メールにより、目に触れる機会増
(5)	汚職等防止の手引の改訂	「情報管理の徹底」等の項目強化、入札妨害罪などの事例を追加収録して改訂	直ちに実施	項目を充実強化、入札妨害罪などの事例追加

4 職場における情報管理・チェック体制の強化			実施時期	充実・強化した箇所
(1)	管理監督者や同僚が相互の状況を共有する仕組みの構築	<p>ア ショートミーティングや係会等による業務予定、進捗状況、課題等の情報共有</p> <p>イ ショートミーティングや係会等の進行役を持ち回りにするなど、各職員の主体性を高める工夫</p> <p>ウ 事業者対応等の報告・共用スケジュール表記載の徹底</p> <p>エ 様々な機会を捉えて職員とのコミュニケーションを深め、報告・連絡・相談しやすい職場環境づくりの推進</p>	直ちに実施	<p>ア 再徹底</p> <p>イ 新規</p> <p>ウ スケジュール表への記載徹底</p> <p>エ 様々な機会を捉えた職員とのコミュニケーション</p>
(2)	サポート体制の整備・強化	<p>ア 管理監督者が常に状況把握に努め、事務分担や協力体制を随時柔軟に見直し</p> <p>イ ショートミーティング等を通して、業務の進捗状況の共通認識を深め、職員の相互支援等の体制を強化</p> <p>ウ ペア制での業務が困難な場合でも、事務マニュアルの整備による情報共有、業務の進捗状況等を係内で相互把握することを徹底</p>	直ちに実施	<p>ア・イ 再徹底</p> <p>ウ 事務マニュアルの整備による情報共有</p>
(3)	適切な事業者等対応の徹底	<p>ア 複数職員による事業者等対応の再徹底</p> <p>イ 事業者等への事前連絡・日程調整の徹底</p> <p>ウ 係又は課を越えた相互支援</p> <p>エ オープンスペースでの対応、管理監督者への事前及び事後報告の徹底、メール送信時の情報共有</p>	直ちに実施	<p>ア 再徹底</p> <p>イ 新規</p> <p>ウ 相互支援</p> <p>エ メール送信時の管理監督者との情報共有</p>
(4)	利害関係者等からの「働き掛け」を受けにくい職場環境の確保	<p>ア 「関係者以外立入禁止」掲示等による来訪者への注意喚起</p> <p>イ ロープ柵等による立入禁止区域の明確化</p> <p>ウ 名札の着用・来訪者受付簿等による入出管理</p> <p>エ 執務室入室基準の策定による入室許可の運用の厳格化</p> <p>オ ネームプレート着用の徹底</p> <p>カ 庁舎内の事業者等常駐の再点検</p> <p>キ 庁舎改修・改築時における庁舎内レイアウト整備の検討</p> <p>ク 人材育成にも配慮した技術系職員の適正な人事管理</p>	<p>ア～ウ 実施済み</p> <p>エ～キ 直ちに実施</p> <p>ク 平成27年3月</p>	<p>ア 受付電話の案内設置、部外者への声掛けを徹底</p> <p>イ～エ 新規</p> <p>オ ショートミーティングで確認、研修・出張時の着用</p> <p>カ・キ 新規</p> <p>ク 異動基準の改正</p>
(5)	特別点検(設備系職員の聞き取り調査)	<p>設備系職員約700名に情報漏えい等の実態等に関し、聞き取り調査</p>	実施済み	新規

5 汚職等防止策の継続的な取組及び職員の意識への浸透・定着化 - 組織風土改革の徹底した推進 -			実施時期	充実・強化した箇所
(1)	各部署の特性を踏まえた汚職等防止策の局長への定期報告	汚職等防止策の取組状況の所長会における報告	平成27年度	新規
(2)	日常的・継続的な取組状況の再点検等	ア 職場の実態を踏まえた取組状況の再点検 イ 各部(所)汚職等防止委員会における再点検等	直ちに実施	ア 話し合いを月1回以上設定、管理監督者がリーダーとなり再点検を実施 イ 新規
(3)	汚職等非行防止強化月間の充実	ア 汚職等非行防止強化月間の年2回実施 イ 実施内容の充実強化 ウ セルフチェックシートの定期的な解説による知識や意識の定着化	ア 平成27年4月 イ 引き続き徹底 ウ 直ちに実施	ア 年1回 年2回(9月・4月) イ 点検・周知項目の充実(守秘義務・懲戒処分の事例等) ウ 新規
(4)	特命監察の実施等	ア 工事設計・施工業務所管部署及び契約業務所管部署を対象に特命監察を実施 イ 特命監察によって把握した課題について、定期監察において再点検を実施	ア 実施中 イ 平成27年度	ア 「情報管理」、「利害関係者等との接触」等を強化 イ 意識浸透・定着化を確認
(5)	定期監察の充実等	ア 監察項目の強化 イ セルフチェックシートの結果に基づく現地確認・ヒアリング等の実施	平成27年度	ア 「情報管理」、「利害関係者等との接触」等を強化 イ 自己点検の結果を基に現地確認やヒアリングを実施
(6)	自己監察の実施	従前からの自主点検に加え、汚職等防止や服務規律等に関する内容を拡充した自己監察を各部署で実施	平成27年度	新規
(7)	その他日常的な取組の促進及び意識への浸透・定着化	ア 会議室・打合せコーナー等への汚職等防止策等の掲示 イ 汚職等防止策を記載したシールのパソコンへの貼付 ウ 全職員向け一斉メールの配信回数増等 エ 管理監督者に対する意識啓発 オ 各部署における業務の特性等に応じた汚職等防止の取組の実施	直ちに実施	ア 新規 イ 新規 ウ 全職員向け一斉メールの回数増、「重要なお知らせ」への掲載 エ・オ 新規

6 その他全庁の防止策と連動した取組			実施時期	充実・強化した箇所
(1)	最低制限価格等の漏えい防止に向けた電子調達システムの改修	最低制限価格そのものを入力せず、積算額内訳等を入力し、システム内で算出するようシステム改修(財務局と連携)	平成27年4月	新規
(2)	契約事務の適正な執行に向けたルール化	契約事務における情報管理のルール化(財務局と連携)	直ちに実施	新規
(3)	技術系職員の適正な人事管理	異動基準に基づく適正な人事管理を実施 1・2級職の配置について、本庁・事業所間の異動を含む局内異動や局間異動を適切に実施	引き続き徹底	1・2級職の局内異動や局間異動の適切な実施
(4)	監督職の機能強化	事案決定権の委譲、監督職としての責務の明確化、自覚・注意力の喚起、監督職間の連携強化により、相互チェック機能を向上	平成27年4月	新規
(5)	「懲戒処分の方針」の改正	懲戒処分の指針における標準例に、「公契約関係競売入札妨害」を追加	直ちに実施	新規
(6)	汚職等防止研修の充実・徹底	ア 講師養成研修(総務局実施)の拡充 イ 各局の具体的な研修内容を参考にして、研修水準の向上	ア 平成27年5月 イ 平成27年3月	ア 受講者数を拡大 イ 新規
(7)	定期監察の充実	模範的な取組を他の職場にも普及させるなど、各職場の自主的な取組を支援 「服務指導連絡会議」を活用した監察・指導業務の質的向上	引き続き徹底	模範的な取組の普及
(8)	東京都技術会議における汚職等防止策に係る取組	技術会議が提案した対応策について、チェックリストを活用し、管理職が中心となり確認・徹底	直ちに実施	チェックリストを活用した確認・徹底
7 監理団体等における汚職等防止のための指導等			実施時期	充実・強化した箇所
(1)	監理団体間における汚職等防止に関する情報の共有化	監理団体間での連絡会における情報の共有化、汚職等防止に向けた取組への指導	直ちに実施	監理団体間での情報共有化
(2)	監理団体等に対する指導監督の継続	汚職等防止、服務規律、コンプライアンス等について指導・監督の実施	直ちに実施	報告団体に対する指導・監督

注1 項目の番号は、本文中の該当項目の番号に対応する。

2 「充実・強化した箇所」とは、「水道局汚職等防止策検討結果報告書」(平成24年11月)に掲げる汚職等防止策から充実・強化した箇所をいう。